

—— 「ホミック通信」は編集者の気分まかせで、不定期に発行いたします ——

# ホミック通信

Vol. 16

上を向いて歩こう号

2011.6

発行／〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集／梶田美穂  
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

思いもかけない大災害が起こって、早くも3か月が経過しました。被災された方々には心よりお見舞いを申し上げます。

また、震災に対応されている全ての方々のご尽力に、一人の国民として敬意と感謝を表したいと思います。本当に有難うございます。

大阪にいて直接の被害はなくても、ニュースなどを通して知る非情な現実にはしばらくは意気消沈してしまいました。

同業者らの不興を買うかも知れませんが、正直に言って私たちはこんな時に即座に役立つ仕事ではないことを痛感しました。今でもやはり医療・介護や心のケアなど、心身に直接関わる専門職のニーズの方が切実なのではないでしょうか？自身が被災しながらも被災者のために働いている献身的な姿に報道で触れる度、こうした職種の人たちにもっと報いるシステムにしなければダメじゃないか、と痛切に思いました。

もちろん、非常時を平時に戻す過程では法的秩序が求められるわけで、私たちが役に立てる場面も少しずつ増えていると思われれます。また、例えば「権利証がなくなっても対処方法はありますよ」ということを、一般の人からではなく登記の専門家から聞くことで安心できる、ということもあるそうです。

不安も苛立ちも消え去るにはまだまだ時間がかかるのでしょうかけれど、とにかく前に進み続けなければならないのだと思います。とりあえずの応急手当も必要だし、将来を見据えたグランドデザインもしっかりと描いてもらいたいものです。「復興利権」などという唾棄すべき言葉には見向きもせず。

個人的には、季節が良くなれば、かねて憧れていた中尊寺などを訪れてみたいと思っています。

## ■ 避難生活での生活保護

昨今の不況の影響で、生活保護受給者が200万人にまで急増しているとの報道がありました。今回の東日本大震災においても、新たに生活保護を利用せざるを得なくなる方々が相当数に上るだろうと言われています。

生活保護とは、生活が困窮している人に対して、その程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障すること、そして自立を助けることを目的としています。

阪神大震災では、当初、避難所生活者については災害救助法により最低限度の食事、衣類等が賄われているという理由から、生活保護の申請は受け付られないという事態が生じました。公費で食費や生活物資が支給されている避難所は、憲法25条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」が維持されていると考えられたためです。

この経験を踏まえてか、東日本大震災では震災の6日後に、厚生労働省から各自治体に被災者の生活保護の取扱いについての通達が出されました。避難先の自治体でも保護を行うことや、元の自宅に資産がある場合でも事情によっては処分できないものとして取り扱うことなどです。

生活保護制度を悪用した「貧困ビジネス」など論外ですが、こういう時こそ、多くの被災者の生活を支え自立を促す生活保護制度がうまく活用されることが望まれるところです。

## ■ リーガルサポートが公益社団法人に!

従来の社団法人(財団法人も)は、2013年11月30日までに一般社団法人に移行するか、あるいは公益社団法人に移行していなくては解散したものとみなされてしまうのですが、成年後見センター・リーガルサポートは公益認定を受け、去る4月1日に無事「公益社団法人」となりました。念願が叶ったわけで、社員としてもとても喜ばしく思っています。公益を目的とする団体と認められたということで、ますます成年後見制度の健全な発展と普及に尽力しなくてはなりません。

名前が変わったので、しばらくは封筒やパンフレットに「公益」というスタンプでも押して対応するのでしょうか? 会計処理が大きく変わり、その準備に大阪支部でも戸惑いがありました。事業年度が中途半端にならないように、4月1日に登記申請ができるよう事前の調整があったという話も聞きました。(ちなみに来年の4月1日は日曜日で本来登記申請はできないのですが、公益法人の移行についてはどうも登記申請ができるように措置されるそうです。)

ともかく、リーガルサポートが公益認定に相応しい信頼のブランドとなれるよう、襟を正して執務しなければならないと肝に銘じたいと思います。

### 司法書士の仕事

- 不動産登記
  - 商業・法人登記
  - 裁判
  - 成年後見
- 相続・売買・贈与など
  - 設立・役員変更など
  - 訴訟・調停・和解・破産など
  - 任意後見契約・遺言・死後事務など